水道

メーター検針

メーター検針は市内を二つの区域に分けて隔月ごとに（２カ月に１度）行います。
料金は２カ月分の水量を２等分し１カ月分ごとの水道料金を決定します。
請求は、その月分の２カ月後になります。

水道メーター

＊メーターの文字盤を見て検針してます。単位は立方メートル（㎥）です。
（１㎥＝1000ℓ）

注：メーター検針日は各地域によって異なります。

料金は？

水道料金は水道メータの口径に対する基本料金と従量料金からなっています。
これらの合計に消費税を加算し請求を行います。

メーター口径	基本料金		従量料金 使用水量（単位は㎥）	従量料金 料金（1㎥あたり）
13mm	900円	使用水量5㎥まで	5を超え 10まで	105円
			10を超え 15まで	146円
			15を超え 25まで	176円
20mm	1200円		25を超え 35まで	221円
			35を超え 50まで	256円
			50を超え100まで	285円
25mm	2000円		100を超え300まで	311円
			300を超えるもの	330円

料金を計算してみよう!!

メーター口径を13mmとし、26㎥の水道料金を計算します。

26㎥～35㎥	1㎥×221円＝	221円
16㎥～25㎥	10㎥×176円＝	1760円
11㎥～15㎥	5㎥×146円＝	730円
6㎥～10㎥	5㎥×105円＝	525円
0㎥～ 5㎥	基本料金	900円
	合　計	4136円

請求額（合計＋消費税）＝ 4342円

注：下水道を使用している場合は、下水道使用料を加算した金額を請求します。

お問い合せ先
業務第一課　832-4178
＊ 平成14年4月より、料金課に名称が変わります。